

## 一般社団法人まるごとデジタル 賛助会員規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

本規約は、一般社団法人まるごとデジタル（以下「当法人」という）定款第5章の「賛助会員」に基づき、本会の賛助会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2条 (本規約の範囲)

本規約は、当法人に賛助会員として入会したものが、当法人の賛助会員として行う一切の行為に適用される。但し、当法人と賛助会員とが本規約とは別の書面により、本規約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その約定を優先するものとする。

### 第2章 賛助会員

#### 第3条 (会員種別)

当法人が定める賛助会員は、第12条（権利）に定める権利の内容によって自治体会員、企業会員の2つの種別を設ける。

- (1) 自治体会員 当法人が提供するサービスの支援をうけることができる
- (2) 企業会員 当法人の自治体会員が抱える社会課題に沿って、自治体会員と共に実証事業の計画、推進、自社サービスのマッチング等が行える

#### 第4条 (賛助会員の資格)

賛助会員になろうとする者が次に掲げる全ての要件を満たした場合、当法人との間で賛助会員の資格が生じるものとする。

- (1) 本規約に同意のうえ当法人所定の様式による申込手続きを行い、代表理事の承認を得ていること
- (2) 第6条に規定する入会金および年会費を支払うこと

#### 第5条 (入会の不承認)

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当法人は入会を承認しないことがある。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていない場合
- (2) 参画申請書の申告事項に、虚偽の記載があった場合
- (3) 過去に当法人から賛助会員資格を取消されたことがある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当法人が賛助会員として不適当であると判断した場合

#### 第6条 (会費)

賛助会員となった場合、当法人が定める額の年会費が発生する。

当法人が別途定める額がある場合を除き、下記の通りとする。

なお、年会費は入会した日より発生するものとする。

また、自治体会員は、当法人が別途定める自治体アンケートに年一回回答することにより、年会費を免除とする。

- (1) 自治体会員 年会費無料
- (2) 企業会員 年会費 10万円(消費税不課税)

第7条 (会費の支払い)

年会費の支払い時期並びに方法は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 入会申請後、当法人が定める期日までに当法人指定の口座に振込み。
- (2) 年会費入会の初年度は、入会した翌月の末日までに当法人指定の口座に振込み。

翌年以降は3月末日までに当法人指定の口座に振込み。

第8条 (会費等の払戻し)

賛助会員が既に支払った年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。また、賛助会員が年度の途中で入会又は退会した場合であっても、年会費の調整等を行わない。

第9条 (有効期限)

賛助会員契約の期間は、初年度は入会月から3月までとし、翌年から1年間は定款第25条(脱退)に基づく脱退通知が賛助会員から無い場合は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第10条 (変更の届出)

賛助会員は、入会時に当法人に通知した登録情報が変更される場合、遅滞なくその旨及び変更後の事項を当法人に対して通知する必要がある。当法人は、賛助会員が当該通知を行わなかった事による不利益についての一切の責任を負わない。当法人から賛助会員に対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとする。

第11条 (通知)

当法人から賛助会員に対する通知の方法は、あらかじめ当法人に通知された賛助会員のメールアドレスへの電子メールで行うことを原則とし、その他通知される情報内容により、当法人からの郵便物又は電話等をもって行う。

第3章 賛助会員の権利等

第12条 (権利)

会員種別	定義	議決権	社員総会 オブザーブ 権利	兼務出向等 社員の派遣 権利	定例会 参加権利	年会費
社員	社員名簿参照	○	○	○	○	-
自治体会員	本会の目的に賛同して入会した自治体およびそれに準ずる団体に準ずる団体	×	○	○	○	無料

企業会員	本会の目的に賛同して入会した法人または団体	×	×	○	△ 担当PJ限定	10万円
------	-----------------------	---	---	---	-------------	------

#### 第4章 規約の改正

##### 第13条 (改正)

本規約の改正は、代表理事の承認に基づいて行う。

(2023/6/16\_0.5版)